

## 福島県高校生等 **家計急変** による **前倒し** 「奨学給付金」 給付申請のご案内

福島県教育委員会では、授業料以外の教育費負担を軽減するため、非課税世帯や生活保護受給世帯の方に奨学給付金を給付します。

また、新型コロナウイルス感染症等による経済状況の悪化を踏まえ、**令和3年1～3月の間に家計が急変した**ことにより**所得割非課税世帯相当と認められる世帯を対象として、奨学給付金を給付します。**

さらに、入学準備等で費用負担の大きい新入生の保護者様を対象に、ご希望の世帯のみ、年額のうち4月～6月までの**3ヶ月分を通常より前倒しで給付します。☆**

(前倒し給付を申請しない場合、後日案内のある家計急変世帯向け給付金申請をすることで、年額を一括で給付しますので、忘れずに申請してください。その場合、申請は1回となります。)

### 制度の概要

新入生限定・希望者のみ

※「所得割非課税世帯相当」かどうかは、「所得金額の求め方」を参照してください。

※申請時に既に家計急変が解消された場合、対象とならない場合があります。

通常の奨学給付金は別途ご案内していますので、そちらをご確認ください。

#### ◆ 前倒し給付の対象となる世帯

令和3年4月1日(基準日)現在、次の①～③のすべてに該当する世帯

##### ① 保護者等が福島県内に住所を有すること

- ※ 「保護者等」とは、「親権者・未成年後見人のない場合の主たる生計維持者を含む」という意味です。
- ※ 保護者等の住所が福島県外にある場合、その都道府県へ申請することになります。

##### ② 保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割(令和2年度)が非課税ではないが、

経済状況等の悪化により令和3年1～3月の間に家計が急変し、**所得割非課税世帯相当であると認められること**

- ※ 両親がいる場合、父母それぞれ所得割非課税相当であることが必要です。

##### ③ 生徒が令和3年度以降に就学支援金対象校に入学し、基準日に在学していること

- ※ 対象校: 高等学校、高専(1～3学年)、専修学校高等課程、高等学校等専攻科等



#### ◆ 生徒一人当たりの給付額(年額) ※( )内は3ヶ月分(前倒し給付分)

給付区分	対象	課程等	生徒の状況	国公立	私立	必要書類
家計急変により所得割非課税世帯相当であると認められる世帯	家計急変により収入が激減した以降の1年間の年収見込額が「所得金額の求め方」に記載されている所得基準額以内であること	通信制及び専攻科以外	第1子	110,100円 (27,525円)	129,600円 (32,400円)	裏面A
			第2子以降(★)	141,700円 (35,425円)	150,000円 (37,500円)	裏面B
		通信制及び専攻科		48,500円 (12,125円)	50,100円 (12,525円)	裏面A

★「第2子以降」とは、保護者等に扶養されているア～エいずれかの兄弟姉妹がいる生徒

- ア 15歳(中学生を除く)以上23歳未満の兄・姉
- イ 通信制の高等学校等に通う弟・妹
- ウ 15歳(中学生を除く)以上23歳未満の奨学給付金の対象とならない弟・妹
- エ 高等学校等に通う23歳以上の兄・姉

#### ◆ 申請者 福島県内に住所を有する保護者等

#### ◆ 給付方法 給付決定後、保護者等の口座に一括で振込

※ 振込の前に給付決定通知書を郵送します。

#### 【注意】

◎年額のうち、残りの9ヶ月分については、7月1日現在の状況で判断するため、7月1日以降に改めて申請してください。

### 申請手続等

#### ◆ 申請方法・提出先

申請書に必要書類(※裏面参照)を添えて在学する学校に提出してください。

(申請書は高校教育課ホームページからダウンロードすることもできます)

#### 注意事項

・対象生徒が2人以上いる場合、それぞれの生徒ごとに申請が必要です。

#### ◆ 提出期限

令和3年7月2日(金)

### 【お問合せ先】

須賀川高等学校 事務室 岩城(電話:0248-75-3325)

又は福島県教育庁高校教育課 奨学給付金担当(電話:024-521-7775)

メールアドレス k.koukoukyouiku@pref.fukushima.lg.jp

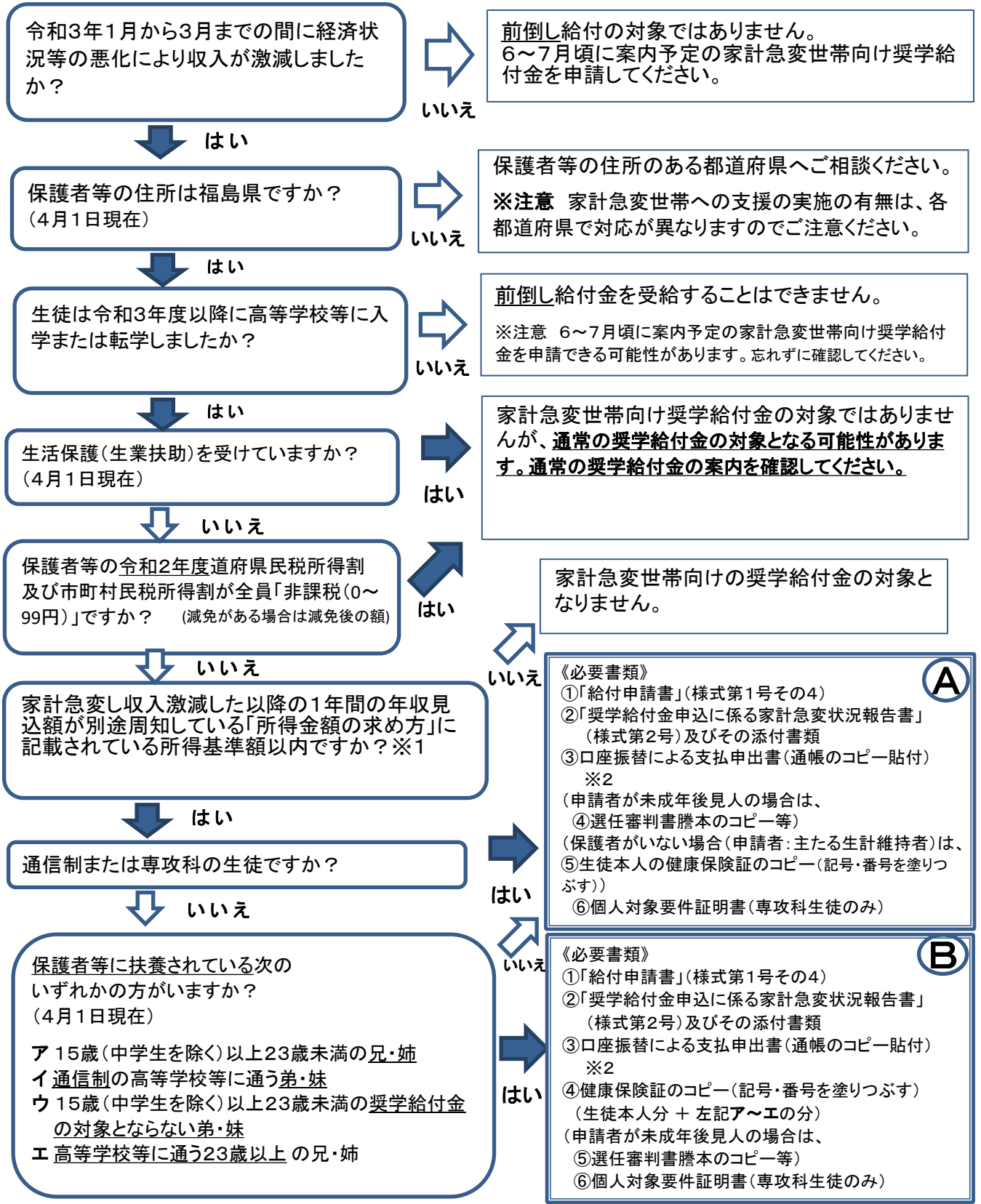
福島県奨学給付金

検索



# < 家計急変 による 前倒し 「奨学給付金」 必要書類等 確認チャート >

※1～2は下段の説明をお読みください。



- ※1 家計急変発生日の属する月の翌月以降の1年間(ただし家計急変発生日が月の初日である場合は家計急変発生日の属する月以降の1年間)
- ※2 奨学給付金を受領する口座は、「申請者」名義の口座にしてください。  
通帳コピーは、金融機関名・店舗名・預金種別・口座番号・口座名義人(カナ)がわかる部分を付けてください。  
過去に給付を受けている場合は、そのときと同じ口座としてください。(この場合、通帳コピーは不要)

- 提出書類には重要な個人情報が含まれますので、書類の紛失や情報流出のないよう、氏名を明記した封筒等に入れ、のり付けした上で提出するようご協力ください。
- 授業料以外の教育費(教材費、学用品費、修学旅行費等)を支援する制度です。目的をふまえて使用してください。学校への委任状を提出することで、申請者の方が負担する各種教育関係経費と相殺することも可能です。